第86回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制」
連結計算書類の「連結株主持分計算書」
連結計算書類の「連結注記表」
計算書類の「株主資本等変動計算書」
計算書類の「個別注記表」

（2021年４月１日から2022年３月31日まで）

株式会社村田製作所

第86回定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「会社の業務の適正を確保するための体制」、連結計算書類の「連結株主持分計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corporate.murata.com/ja-jp/ir/info/meetings）に掲載しております。
なお、これらは、監査報告の作成に際して監査等委員会及び会計監査人が監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を、取締役会において以下のとおり定めております。これに基づき、内部統制システムの適切な整備・運用に努めております。

【会社の業務の適正を確保するための体制】

1）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①複数の社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定及び取締役の職務の執行の監督機能を強化します。

②内部統制システムの整備状況と運用状況を評価する委員会組織を設置し、内部統制システムの維持並びに継続的改善を図ります。

③企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たすため、コンプライアンス、リスク管理、環境等、ＣＳＲに関する活動を統括する委員会組織を設置し、当社及び子会社（以下、当社グループという）のＣＳＲ経営を継続的かつ計画的に推進します。

④ＣＳＲ活動の推進を担当する組織を設置します。当該組織は、ＣＳＲに関する委員会組織と連携し、ＣＳＲの社内への浸透と社外への一元的対応を行います。

⑤取締役、執行役員及び従業員が法令及び定款に従い、より高い倫理観に基づいて事業活動を行うため、企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を制定し、周知徹底します。

⑥コンプライアンス違反行為を早期発見・未然防止するため、通報受付窓口を社内・社外に設置するとともに、通報者に不利益が生じないよう措置を講じます。

⑦反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等から不当な要求を受けた場合には金銭等による解決を図らないことを企業倫理規範・行動指針に明記し、当該規範・指針に基づき適切に対応します。

⑧独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性を評価・モニタリングします。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務の執行に係る重要な文書は、所定の社内規定に基づき、保存し、取締役が適宜閲覧できるようにします。

②文書の保存及び管理に関する基本的な事項を社内規定に定め、前号に掲げる文書を適切に保存及び管理します。

③会社情報の適時開示の必要性及び開示内容を審議する会議体を設置し、会社情報を適時適切に開示します。

3）損失の危険の管理に関する規定その他の体制

①リスク管理に関する規定を定め、各業務機能を主管する部門がリスク管理を行います。

②リスク管理に関する委員会組織において、当社グループのリスク管理体制及び運用状況の審議、当社グループの全社的なリスク案件についての対策の検討を行います。

③各リスクの主管部門が年2回、当社グループが現在直面しているリスク、あるいは近い将来に予想されるリスクを抽出・評価し、対策を策定し、リスク管理に関する委員会組織はそれらの内容を審議し必要に応じて追加対策を指示します。

4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①中長期の方針、並びにこれに基づく単年度の方針、予算及び実行計画を策定し、それらの進捗管理及び達成状況の確認を行います。

②執行役員制度を導入し、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と日常の業務執行とを区分することで、監督機能と業務執行機能を強化します。

③適正な意思決定を行うため、所定の社内規定に定めた事項に関する決裁は、稟議手続により関係する取締役、執行役員等の審議を経て行うこととします。

④取締役会、代表取締役の意思決定を補佐する機関として、経営会議を設置します。
⑤業務執行の状況に関する各種の情報を、定期的にあるいは随時、関係する取締役、執行役員及び従業員に提供し、共有する仕組みを構築します。

5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
①当社グループにおいて、経営の基本理念としての社是を共有するとともに、社是の具現化に向けて制定された企業倫理規範・行動指針及びコンプライアンスに関する規定を周知徹底します。
②当社グループにおいて、共通の意思決定に関する規定及び手続を定めます。これらに基づき子会社と、子会社の事業運営について協議し、また、当社グループの事業運営に関する各種情報を共有します。付議基準に合致した案件については、経営会議・取締役会に付議し、審議します。
③当社の各業務機能を主管する部門は、当社グループにおける業務が適正かつ効率的に行われるよう各業務の枠組み、処理手続、判断基準を定めるとともに、子会社に対し、必要に応じて適切な指導を行います。
④内部監査部門は、当社グループにおける業務が法令、社内の規定等に基づいて、適正かつ効率的に行われていることを評価・モニタリングします。
⑤子会社の取締役、執行役員及び従業員は、第2号乃至第4号に定める事項、その他職務の執行に関する事項を当社に報告することとします。
⑥各子会社が、それぞれの事業内容・規模に応じて適切な内部統制システムを整備、運用するよう指導します。

6）監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、及び当該従業員の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
①監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の職務を補助する部門を設置し、相当数の専任の従業員を配置します。
②当該従業員は、業務執行取締役の指揮・命令を受けないこととします。また当該従業員の人事に関する事項について、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ることとします。

7）監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
①業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会に対して、経営会議等の議事録・資料、当社グループの稟議書、業績等の定期報告文書を提出し、また、当社グループにおける企業倫理規範・行動指針に違反する恐れのある事実、リスク及びリスク管理の状況、内部通報の状況と通報内容、並びに外部公的機関等による監査の結果について報告します。
②業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会に対して、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、直ちに報告します。
③子会社の役員、監査役及び従業員が、当社グループの業務執行に関し、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者は、監査等委員会に対して報告します。
④前各号のほか、業務執行取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員会の求めがあるときは随時求められた文書等の提出あるいは報告を行います。
⑤前各号について、報告をした者に対して当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしないこととします。

8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
①業務執行取締役は監査等委員会が選定する監査等委員が重要会議に出席できる環境を整備します。
②業務執行取締役及び従業員は監査等委員会が毎年策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査が実施できるよう協力します。
③業務執行取締役及び従業員は、監査等委員会が弁護士、会計監査人に対し、意見聴取する際には、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
④監査等委員の職務の執行について生ずる費用等については当社が負担します。
⑤業務執行取締役及び従業員は監査等委員会と会計監査人との連携に際し、監査等委員会の求めに応じ、協力します。
⑥内部監査部門は監査等委員会の求めに応じ、協力、連携します。
⑦代表取締役等は監査等委員会と情報交換に努めます。

【会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況】
1）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・取締役会では、「取締役会規定」等の社内規定に基づき、経営方針及び重要な業務執行の意思決定と取締役の職務執行に対する監督を行っています。
・「独立社外取締役選任基準」を定め、その基準に従って社外取締役を複数名選任し、各氏より、取締役会において専門的な見地と豊富な経験に基づいた意見をいただくとともに、活発な議論をいただいています。
・「内部統制管理委員会」を設置し、同委員会において内部統制システムの整備及び運用状況について評価・検討を行うとともに、その内容を取締役会へ定期的に報告しています。
・「コンプライアンス推進委員会」、「リスク管理委員会」、「環境委員会」、「気候変動対策委員会」、「社会・地域貢献委員会」、「健康安全推進委員会」を設置し、これらを統括する委員会として「ＣＳＲ統括委員会」を設置しています。また、ＣＳＲ活動の推進を担当する専任の組織を設置しています。
・「コンプライアンス・プログラム規定」「企業倫理規範・行動指針」等のコンプライアンス関連の規定類を整備し、各部門におけるコンプライアンス推進リーダーを選任すること等により、適切なコンプライアンス体制を維持継続し、さらなる充実に向けて活動しています。また、コンプライアンス推進委員会において、その活動状況等について定期的に取締役会へ報告しています。
・社内・社外に通報受付窓口を設置し、匿名・半匿名・実名で通報を受け付けています。通報の取扱いにあたっては、通報者が不利な取扱いを受けることがないよう制度化し、適切な対応に努めています。
・反社会的勢力への対応マニュアルを各事業所、関係会社へ配布しています。
・業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、内部統制システムの有効性について、同部門において第三者評価を実施することで、業務の透明性と実効性を向上させるべく取り組んでいます。

2）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・「文書保管・保存管理規定」等の社内規定に基づき、情報が適切に保管・保存される体制の構築に努めています。また、「情報セキュリティ基本方針」等を定め、従業員等への教育に注力し、適切な情報管理の徹底に努めています。
・重要な決定事項については、「情報開示委員会」を設置し、個別案件の開示の必要性及び開示内容を審議する体制を構築し、適時適切な開示の実現に努めています。

3）損失の危険の管理に関する規定その他の体制
・「リスク管理基本規定」等の社内規定を整備するとともに、各業務機能を主管する部門ごとに定期的に全社的リスクの有無・内容等を調査・評価し、それらをリスク管理委員会に報告しています。リスク管理委員会は、報告を受けた個々のリスクについて、対応する施策を審議し、その後の施策の実施状況についても検証しています。

4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・中期構想（３ヵ年）を策定し、取締役会で定期的に進捗報告を行っています。年度方針は、取締役会で決議し、社内へ発表して共有しています。
・執行役員制度を導入し、日常の業務執行は執行役員が行うことで、効率的な意思決定を図っています。
・当社及び当社グループの意思決定について稟議制度を確立しており、この制度にのっとり意思決定を行っています。また、専用の情報システムを導入しており、効率的な審議を実現するとともに、意思決定の結果のみならず経過も含めて記録し、可視化しています。
・経営会議では、社内規定に定めた経営案件について審議する体制としており、重要な経営方針、計画、業務執行等を審議しているほか、方針・予算の遂行状況等の報告を受け、評価し改善につなげています。
・取締役会は、定期的に、業務遂行状況の報告を受けており、専用の情報システムによって、関係する取締役、執行役員及び従業員に対し、定期報告書等を共有しています。

5）当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・社是を含む経営理念はイントラネットサイト及び社内報への掲載、教育制度への組込み等の施策により共有に努めています。また、社是の具現化に向けて制定された企業倫理規範・行動指針についても同様に周知徹底しています。
・前述のとおり当社及び当社グループにおいて稟議制度を確立しています。また、当社は、子会社の一定の事項については助言または承認を行っています。
・当社において各機能を主管する部門は、当社グループ全体における、業務の標準化、効率化及び適正化を図るために規定類の整備を進めるとともに、各業務の運用等について、適切に指導を行っています。
・内部監査部門は、当社及び当社グループについて、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、コンプライアンスの重点項目の整備状況と運用状況について評価・モニタリングを行い、透明性と実効性の向上に努めています。また、業務プロセスレベルの内部統制評価を通じた提案も実施しています。

6）監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び従業員に関する事項、及び当該従業員の業務執行取締役からの独立性に関する事項並びに当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会の職務を補助する部門を設置し、相当数の専任の従業員を配置しています。
・当該従業員は、常勤監査等委員から直接職務上の指示を受けており、また当該従業員の任命、異動、その他人事評価に関しては、業務執行取締役は監査等委員会と協議し、同意を得ています。

7）監査等委員会への報告に関する体制及び報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・経営会議等の議事録・資料、稟議書、定期報告書は、常勤監査等委員が適時閲覧できるようにしています。また、経営会議、ＣＳＲ統括委員会、内部統制管理委員会、情報開示委員会、コンプライアンス推進委員会、リスク管理委員会等の各会議体においても、いつでも常勤監査等委員が出席できる体制となっており、その議事録、内部・外部機関の監査結果等は、常勤監査等委員にも配信・報告される体制となっています。その他、随時監査等委員会から要求される文書、情報等についても、個別に提出、報告が実施されています。

・当社の業務執行取締役、執行役員及び従業員、または、当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員は、当社グループの業務執行に関して、法令及び定款、企業倫理規範・行動指針その他の社内規定に違反または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、監査等委員会に対して報告できる体制が整備されており、報告した者に対して報告をしたことを理由として不利な取扱いはしていません。さらに、コンプライアンス違反の報告・相談窓口として、常勤監査等委員に直接報告や相談が可能な窓口を設置しています。

8）その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・前述のとおり常勤監査等委員が経営会議等の重要会議に出席できるよう対応しています。
・監査等委員会が策定した監査計画は、取締役会で報告し、取締役と共有しています。取締役は、監査等委員会の監査並びに弁護士、会計監査人からの意見聴取に関し積極的に協力しています。
・監査等委員の職務の執行に必要な費用については、必要な予算を確保し、実際に生じた費用等については当社が負担しています。
・監査等委員会、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に会合を持ち、十分な連携が実現しています。
・代表取締役は、定期的に監査等委員会との会合を持ち、監査等委員会の監査の状況及び結果を共有し、積極的な意見交換が行われています。

連結株主持分計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：株、百万円）

項目	発行済普通株式総数	資本金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括利益（△損失）累計額	自己株式	株主資本	非支配持分	資本合計
2021年３月31日現在残高	675,814,281	69,444	120,880	1,786,660	△2,627	△53,552	1,920,805	840	1,921,645
自己株式の取得						△13	△13		△13
自己株式の処分			1			0	1		1
当期純利益				314,124			314,124	△245	313,879
現金配当額				△76,779			△76,779	△36	△76,815
その他の包括利益（△損失）					104,945		104,945	119	105,064
譲渡制限付株式報酬			120			27	147		147
非支配持分との資本取引及びその他			3	363			366	△362	4
2022年３月31日現在残高	675,814,281	69,444	121,004	2,024,368	102,318	△53,538	2,263,596	316	2,263,912

連　結　注　記　表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

１．連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

１）連結子会社数及び主要な会社名

88社　　((株)福井村田製作所、(株)出雲村田製作所、(株)金沢村田製作所、(株)富山村田製作所、(株)岡山村田製作所、(株)小諸村田製作所、(株)東北村田製作所、Murata Electronics North America, Inc.、Murata Company Limited、Murata (China) Investment Co., Ltd.、Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.、Wuxi Murata Electronics Co., Ltd.、Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.、Murata Energy Device Wuxi Co., Ltd.、Foshan Murata Minmetals Materials Co., Ltd.、Murata Electronics Europe B.V.、Murata Electronics (Thailand), Ltd.、Philippine Manufacturing Co.of Murata, Inc.、Murata Electronics Singapore(Pte.)Ltd.、他)

２）非連結子会社の数

該当なし　(うち持分法適用会社　該当なし)

３）関連会社の数

１社　(うち持分法適用会社　１社)

２．連結の範囲及び持分法の適用の異動状況

連結子会社　(新規)　４社

Eta Wireless, Inc.、Resonant Inc.、他

連結子会社　(除外)　４社

３．重要な会計方針

１）連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の３第１項の規定により、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（以下、米国会計原則）による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。但し、同条第３項において準用する同規則第120条第１項後段の規定に準拠して、米国会計原則により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

２）棚卸資産の評価方法及び評価基準　　主として総平均法による低価法

３）有価証券の評価方法及び評価基準

「財務会計基準審議会（ＦＡＳＢ）会計基準書（ＡＳＣ）320（投資－負債証券）」、「ＡＳＣ321（投資－持分証券）」及び「ＡＳＣ825（金融商品）」を適用しております。

当社グループは、保有する負債証券を売却可能有価証券に分類して公正価値で評価し、関連する未実現評価損益を税効果考慮後で資本の部に独立表示、もしくは公正価値オプションを選択した投資については、その損益を純損益に計上しております。また、持分証券（持分法投資及び連結された投資を除く）を公正価値で測定し、その損益を純損益に計上しております。容易に決定できる公正価値がない市場性のない持分証券について、減損控除後の取得原価に同一発行体の同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により測定しております。有価証券売却損益は移動平均法に基づいて算出しております。

４）有形固定資産の減価償却方法　　定額法

５）のれん及びその他の無形資産

当社グループは、「ＡＳＣ350（のれん及びその他の無形資産）」を適用しております。同会計基準書に従い、のれんは償却を行わず、代わりに年１回及び減損の可能性を示す事象又は状況の変化が生じた時点で減損テストを行うこととしております。耐用年数の見積可能な無形資産については、その見積耐用年数に亘って償却されます。また、同会計基準書は、耐用年数を確定できない無形資産は償却を行わず、代わりに耐用年数が明らかになるまで減損テストを行うことを要求しております。

2017年１月に、ＦＡＳＢは、「ＦＡＳＢ会計基準更新（ＡＳＵ）2017-04（のれん及び無形資産：のれんの減損に関する会計処理の簡素化）」を公表しました。この基準は、のれんの減損テストのステップ２、即ち、のれんの公正価値相当額を算出し、これをのれんの帳簿価額と比較する手続を削除するものです。代わりに、帳簿価額が報告単位の公正価値を超過する金額に関して、減損損失を認識することを要求しています。当社グループにおきましては2017年度より早期適用しており、将来に向かって適用しております。

６）退職給付引当金

当社グループは、「ＡＳＣ715（報酬－退職給付）」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務の見込額及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。なお、確定退職後給付制度の積立超過又は積立不足の状態を連結貸借対照表で認識し、その他の包括利益（△損失）累計額で調整しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、予測給付債務と年金資産のいずれか多い額の１割を超える差異金額を５年による定額法により費用処理しております。

７）収益の認識基準

当社グループは、「ＡＳＣ606（顧客との契約から生じる収益）」を適用しております。当社グループは、以下の５ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する

ステップ２：契約における履行義務を識別する

ステップ３：取引価格を算定する

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ５：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、コンポーネント(コンデンサ・圧電製品など)、モジュールの電子部品並びにその関連製品の販売を行っております。製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。

（連結貸借対照表注記事項）

記載金額は百万円未満の端数を四捨五入して表示しております。

（有価証券及び投資有価証券）

売却可能有価証券に分類される負債証券の種類別の取得原価又は償却原価、未実現利益、未実現損失及び公正価値は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

種類	取得原価又は償却原価	未実現利益	未実現損失	公正価値
民間債	29,444	0	62	29,382

売却可能有価証券に分類される負債証券の満期日別内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

期日	公正価値
１年以内	23,979
１年超５年以内	5,403
合計	29,382

売却可能有価証券に分類される負債証券の売却は行っておらず、実現利益及び実現損失はありません。

連結貸借対照表の投資に含めている持分証券に係る実現損益及び未実現損益は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
当期の損益合計	△1,524
持分証券の売却による当期の実現損益	△163
持分証券の減損	△264
持分証券の未実現損益	△1,097

当社グループは、容易に決定できる公正価値がない市場性のない持分証券について、減損控除後の取得原価に同一発行体の同一又は類似する投資に関する秩序ある取引における観察可能な価格の変動を加減算する方法により測定しております。当連結会計年度末におけるこれらの市場性のない持分証券の帳簿価額は3,474百万円であります。

（金融商品及びリスクの集中）

通常の業務の過程において、当社グループはさまざまな種類の金融資産及び負債を計上しております。

1．資産及び負債

1）現金及び預金、短期投資、受取手形、売掛金、その他の固定資産に含まれる金融商品、買掛金、社債及び長期債務

これらの金融商品の公正価値は、連結貸借対照表計上額とほぼ等しくなっております。

2）有価証券及び投資有価証券

公正価値は主として取引所時価もしくは類似条件の商品の直近の市場金利を使用した割引現在価額を用いております。有価証券及び投資有価証券の公正価値は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	公正価値
民間債	29,382
株式	25,741
合計	55,123

2．金融派生商品

当社グループは外国為替相場の変動による市場リスクをヘッジする目的で先物為替予約を行っております。なお、トレーディング目的で保有している先物為替予約はありません。契約相手先は大規模な金融機関であるため、信用リスクはほとんど存在しておりません。また、契約相手先の債務不履行は予想されておりません。

当社グループは、先物為替予約の公正価値の変動を発生時に損益として計上しております。

先物為替予約の想定元本は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	想定元本
先物為替予約契約	169,317

先物為替予約の公正価値は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	資産		負債	
	科目	公正価値	科目	公正価値
先物為替予約契約	前払費用及びその他の流動資産	70	未払費用及びその他の流動負債	9,706

３.金融資産及び負債と金融派生商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当社グループは、「ＡＳＣ820（公正価値測定及び開示）」を適用しております。同会計基準書は、公正価値を測定するために使用するインプットを以下の３つのレベルに優先順位づけ、公正価値の階層を分類しております。

レベル１：活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格。
レベル２：活発な市場における類似資産又は負債の公表価格。活発でない市場における同一又は類似の資産又は負債の公表価格。当該資産又は負債の公表価格以外の観察可能なインプット。
レベル３：当該資産又は負債の観察不能なインプット。

継続的に公正価値測定される金融資産及び負債と金融派生商品のレベル別の公正価値は以下のとおりであります。

項目	公正価値による測定額			
	レベル１ （百万円）	レベル２ （百万円）	レベル３ （百万円）	計 （百万円）
資産				
売却可能有価証券				
民間債	－	29,382	－	29,382
株式	19,733	－	6,008	25,741
金融派生商品				
先物為替予約	－	70	－	70
負債				
金融派生商品				
先物為替予約	－	9,706	－	9,706

売却可能有価証券

民間債は、活発でない市場における同一又は類似資産の公表価格を基にしたマーケット・アプローチにより公正価値測定しており、レベル２に分類しております。

株式

レベル１は、活発な市場の公表価格を基に公正価値を測定しております。

レベル３は、投資事業組合等の運用機関より提示される観察不能なインプットを基に公正価値を測定しております。

金融派生商品

先物為替予約は、観察可能な直物為替相場、金利等の市場データを基にしたマーケット・アプローチにより公正価値測定しており、レベル２に分類しております。

４．信用リスクの集中

当社グループは、世界各地の電子機器メーカーに対して販売を行っております。

当社グループは、一般的に得意先に信用供与を行っており、その営業債権の回収可能性はエレクトロニクス市場の状況に影響を受けます。しかし、当社グループは信用供与を厳格に行っているため、過去に大きな損失を経験しておりません。

（収益認識に関する注記）

当社グループの事業セグメントは、製品の性質に基づいて区分されており、「コンポーネント」及び「モジュール」の２つの事業セグメントに分類しております。なお、上記２事業に含まれないソフトウェアの販売などに係る収益は「その他」に含めております。当社グループは、顧客との契約から生じる収益を顧客との契約に基づき、コンポーネント事業をコンデンサ、圧電製品、その他コンポーネントに区分して分解しております。

これらの分解した収益とセグメント売上高との関連は、以下のとおりであります。

	金額（百万円）
コンデンサ	785,254
圧電製品	138,357
その他コンポーネント	460,443
コンポーネント計	1,384,054
モジュール	425,562
その他	2,905
計	1,812,521

当社グループは、コンポーネント（コンデンサ・圧電製品など）、モジュールの電子部品並びにその関連製品の販売を行っております。製品販売については、製品の引渡時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として１年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

顧客との契約から生じた負債は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度期首 （2021年４月１日）	当連結会計年度末 （2022年３月31日）
	金額（百万円）	金額（百万円）
契約負債	5,624	4,716

契約負債は、主に支配が顧客に移転する前に顧客から受領した対価に関する残高であります。契約負債は、連結貸借対照表の未払費用及びその他の流動負債に含まれております。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度の期首の契約負債残高に含まれていたものは5,497百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、「ＡＳＣ606（顧客との契約から生じる収益）」の規定に基づき免除規定を適用しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり株主資本　　3,537円80銭

２．１株当たり当社株主に帰属する当期純利益　　490円95銭

（重要な後発事象に関する注記）

当社は、2022年４月28日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上を図るとともに、機動的な財務戦略を可能にするために、自己株式の取得を行うものです。
②自己株式取得に関する取締役会の決議内容
取得対象株式の種類　　普通株式
取得し得る株式の総数　　16,000,000株　（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合　2.50 %）
株式の取得価額の総額　　80,000,000,000円　（上限）
取得期間　　2022年５月２日から2022年10月31日まで

株主資本等変動計算書

（自　2021年４月１日
至　2022年３月31日）

（単位：百万円）

	株主資本													
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
						土地圧縮積立金	特別償却準備金	買換資産圧縮積立金	特定株式取得積立金	別途積立金				
2021年４月１日残高	69,444	107,733	18,894	126,628	7,899	13	4	49	130	162,707	303,016	473,823	△53,551	616,343
当期中の変動額														
譲渡制限付株式報酬			122	122									26	149
剰余金の配当											△76,778	△76,778		△76,778
当期純利益											184,784	184,784		184,784
自己株式の取得													△12	△12
自己株式の処分			0	0									0	0
特別償却準備金の取崩							△4				4	－		－
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）														
当期中の変動額合計	－	－	123	123	－	－	△4	－	－	－	108,009	108,005	14	108,142
2022年３月31日残高	69,444	107,733	19,017	126,751	7,899	13	－	49	130	162,707	411,026	581,828	△53,537	724,486

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2021年４月１日残高	7,153	7,153	623,496
当期中の変動額			
譲渡制限付株式報酬			149
剰余金の配当			△76,778
当期純利益			184,784
自己株式の取得			△12
自己株式の処分			0
特別償却準備金の取崩			－
株主資本以外の項目の当期中の変動額（純額）	△672	△672	△672
当期中の変動額合計	△672	△672	107,470
2022年３月31日残高	6,480	6,480	730,966

個　別　注　記　表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１．資産の評価基準及び評価方法

１）有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外のもの	市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

２）デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ	時価法

３）棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
製品、仕掛品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
原材料及び貯蔵品	総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

１）有形固定資産　　定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～50 年
機械及び装置	４～17 年

２）無形固定資産　　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

１）貸倒引当金

売掛金、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

２）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

４．収益及び費用の計上基準

当社は、コンポーネント（コンデンサ・圧電製品など）、モジュールの電子部品並びに関連する商品及び製品の販売を行っております。商品及び製品の販売については、商品及び製品の引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。なお、国内の販売においては、出荷から引渡までが通常の期間内であるため、顧客が指定した国内の納品場所へ出荷した時点で収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き、リベート及び返品などを控除した金額で測定しております。また、取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

５．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

１）連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

２）連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌期から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌期の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）を適用する予定であります。

３）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（会計方針の変更に関する注記）

「収益認識に関する会計基準」等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、顧客に支払われる対価について、従来は、販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、顧客から受領する別個の財又はサービスと交換に支払われるものである場合を除き、取引価額から減額する方法に変更しております。また、収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、計算書類に与える影響はありません。

「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年７月４日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年７月４日）第44－２項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

（貸借対照表に関する注記）

１．有形固定資産の減価償却累計額	220,059	百万円
２．関係会社に対する短期金銭債権	406,421	百万円
関係会社に対する長期金銭債権	47,774	百万円
関係会社に対する短期金銭債務	439,630	百万円
関係会社に対する長期金銭債務	－	百万円
３．保証債務	545	百万円

被　保　証　者	保証金額（百万円）	被保証債務の内容
pSemi Corporation	467	仕入債務
Shenzhen Murata Technology Co., Ltd.	78	仕入債務
合計	545	－

（損益計算書に関する注記）

１．関係会社との取引

営業取引による取引高

売上高	1,054,825 百万円
仕入高	819,108 百万円

営業取引以外の取引高

受取利息	308 百万円
受取配当金	88,903 百万円
資産譲渡高	871 百万円
支払利息	129 百万円
資産購入高	17,148 百万円

２．研究開発費　99,767 百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

１．当期末における発行済株式の種類及び総数

普通株式　675,814,281 株

２．当期末における自己株式の種類及び数

普通株式　35,982,533 株

３．配当に関する事項

１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年６月29日定時株主総会	普通株式	38,388	60	2021年３月31日	2021年６月30日
2021年10月29日取締役会	普通株式	38,389	60	2021年９月30日	2021年11月29日

２）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2022年６月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項について次のとおり提案を予定しております。

①　配当金の総額	44,788 百万円
②　１株当たり配当額	70 円
③　基準日	2022年３月31日
④　効力発生日	2022年６月30日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（税効果会計に関する注記）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	未払賞与	4,056 百万円
	棚卸資産	3,243 百万円
	未払費用	776 百万円
	未払金	137 百万円
	未払事業税	1,582 百万円
	退職給付引当金	9,665 百万円
	関係会社株式	5,014 百万円
	有形・無形固定資産	1,954 百万円
	投資有価証券	483 百万円
	その他	996 百万円
繰延税金資産	小計	27,910 百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額		△6,131 百万円
繰延税金資産	合計	21,779 百万円
繰延税金負債との相殺		△3,289 百万円
繰延税金資産の純額		18,490 百万円
繰延税金負債	その他有価証券評価差額金	3,211 百万円
	その他	78 百万円
繰延税金負債	合計	3,289 百万円
繰延税金資産との相殺		△3,289 百万円
繰延税金負債の純額		－ 百万円

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の差異

法定実効税率		30.5 %
（調整）	受取配当金の益金不算入額	△12.5 %
	研究開発税制等に係る税額控除	△4.7 %
	その他	0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率		13.6 %

（関連当事者との取引に関する注記）

１．子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	株式会社福井村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	商品等の仕入 （注1）	162,939	買掛金	8,981
				資金の借入 利息の支払 （注2）	28,762 8	短期借入金	33,447
子会社	株式会社出雲村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	商品等の仕入 （注1）	215,912	買掛金	17,770
				資金の借入 利息の支払 （注2）	57,426 15	短期借入金	69,291
子会社	株式会社金沢村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の借入 利息の支払 （注2）	41,116 11	短期借入金	37,956
子会社	株式会社富山村田製作所	所有 直接100%	当社製品の製造	資金の貸付 利息の受取 （注2）	19,824 123	一年以内回収長期貸付金 長期貸付金	13,176
子会社	Murata Company Limited	所有 直接100%	当社及び子会社の製品の販売	商製品等の売上 （注1）	295,903	売掛金	83,050
				資金の借入 利息の支払 （注2）	86,219 76	短期借入金	75,603
子会社	Murata Electronics Trading (Shanghai) Co., Ltd.	所有 間接100%	当社及び子会社の製品の販売 役員の兼務	商製品等の売上 （注1）	194,360	売掛金	85,163
子会社	Murata Electronics Europe B.V.	所有 直接100%	当社及び子会社の製品の販売 役員の兼務	資金の借入 利息の支払 （注2）	22,717 6	短期借入金	27,939
子会社	Philippine Manufacturing Co. of Murata, Inc.	所有 直接100%	当社製品の製造 役員の兼務	資金の貸付 利息の受取 （注2）	44,800 110	一年以内回収長期貸付金 長期貸付金	44,800

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）資金の借入及び貸付については、ＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引を含んでおり、市場金利を勘案して決定しております。

国内グループ会社の資金運用管理事業を当社に集約していることから、各社からの借入又は各社への貸付が発生しております。

なお、取引金額は当期の平均借入・貸付残高を記載しております。

２．役員及び主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	村田恒夫	被所有 直接0.7%	当社代表取締役会長	理事長を務める公益財団法人村田学術振興財団との取引（注）	100	－	－

（注）第三者のための金銭の寄付になります。

（１株当たり情報に関する注記）

１株当たり純資産額	1,142円44銭
１株当たり当期純利益	288円80銭

（重要な後発事象に関する注記）

当社は、2022年４月28日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

①自己株式の取得を行う理由
資本効率の向上を図るとともに、機動的な財務戦略を可能にするために、自己株式の取得を行うものです。

②自己株式取得に関する取締役会の決議内容

取得対象株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	16,000,000株 （上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 2.50 %）
株式の取得価額の総額	80,000,000,000円 （上限）
取得期間	2022年５月２日から2022年10月31日まで

（その他の注記）

退職給付会計

１）採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、基金型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、確定拠出年金制度を保有しております。

２）確定給付型退職給付債務に関する事項（2022年３月31日現在）

イ．退職給付債務	113,054 百万円
ロ．年金資産	93,559 百万円
ハ．年金資産を超える退職給付債務（イ－ロ）	19,495 百万円
ニ．未認識数理計算上の差異	△11,756 百万円
ホ．未認識過去勤務費用	△339 百万円
ヘ．退職給付引当金（ハ－ニ－ホ）	31,591 百万円

３）確定給付型退職給付費用に関する事項（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

イ．勤務費用	5,971 百万円
ロ．利息費用	600 百万円
ハ．期待運用収益	△1,714 百万円
ニ．数理計算上の差異の費用処理額	△83 百万円
ホ．過去勤務費用の費用処理額	△223 百万円
ヘ．退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ＋ホ）	4,549 百万円

４）確定給付型退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

イ．退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
ロ．割引率	0.9 %
ハ．期待運用収益率	2.0 %
ニ．過去勤務費用の額の処理年数	16～20 年（発生時の従業員の平均残存勤務年数による定額法により費用処理しております）
ホ．数理計算上の差異の処理年数	5 年（発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております）

５）確定拠出年金制度に関する事項（自　2021年４月１日　至　2022年３月31日）

当期の確定拠出年金制度への拠出にかかる費用認識額は、893百万円です。

附属明細書（事業報告関係）

第　86　期　事　業　年　度

自　2021　年　4　月　1　日
至　2022　年　3　月　31　日

京都府長岡京市東神足１丁目10番１号
株式会社　村田製作所
代表取締役社長　中島　規巨

１．会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細

事業報告19ページ「３．会社役員に関する事項」に記載のとおりです。